

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等への対応について

報告事項

- 認可保育所等における利用者負担額の日割り計算の実施について
- 多摩保育園における給食費の日割り計算の実施について
- 新型コロナウイルス感染症に係る幼児教育施設及び保育施設に対する対応経過

1. 認可保育所等における利用者負担額の日割り計算の実施について

(1) 特定教育・保育施設への取り組み

① 特定教育・保育施設の利用者負担額の日割り計算について

- 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第24条第2項に基づく、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第58条に基づき、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、市が登園自粛要請や休園要請等を行い、保育の提供がなされなかった日数分を減算」する。

② 利用者負担額の日割り計算式（減算額）

＜私立認可保育所等に在籍する子ども＞

多摩市特定教育・保育に係る利用者負担に関する条例別表第2及び別表第3に規定する額×保育の提供がなされなかった日数÷25（開所日数）

＜公立保育園に在籍する子ども＞

多摩市保育所条例別表第2及び別表第3に規定する額×保育の提供がなされなかった日数÷25（開所日数）

③ 日割り計算の適用期間

令和2年4月1日～令和2年5月31日の間の利用者負担額

※ 市の登園自粛要請や休園要請等の延長により期間は延長される可能性がある。

(2) 認可外保育施設等に対する保育料補助の実施

① 認可外保育施設に対する保育料補助等について

都の「令和2年度新型コロナウィルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助」を活用し、市が登園自粛要請や休園要請等を行い、保育が提供されなかったことに伴い、施設が保育料の一部を保護者に返還した場合に、施設に対して補助を実施する。

② 対象施設等

対象施設	➤ 認証保育所 ➤ 定期利用保育
対象期間	令和2年4月1日～令和2年5月31日 ※市の登園自粛要請や休園要請等の延長により、期間は延長される可能性がある。

2. 多摩保育園における給食費の日割り計算の実施について

① 経緯

➤ 市からも「登園自粛要請」を発出し、認可保育所に通う保護者からも給食費の減額措置を希望する声が多く寄せられている中で、令和2年4月8日に開催された「私立保育園園長会」において、給食費の取扱いを利用者負担額の日割りによる減算と同様の考え方で対応を行うという合意が図られた。

② 給食費の日割り計算による減算について

<取扱い>

認可保育所給食費の日割り計算による減算方法については、利用者負担額の日割り計算の方法と同様の取扱いとする。

<日割り計算式>

一月当たりの給食費 6,000 円×保育の提供がなされなかった日数 ÷ 25 (開所日数)

<具体例>

➤ 保育の提供がなされなかった日数が 20 日であった場合

一月当たりの給食費 6,000 円 × 保育の提供がなされなかった日数 20 日 ÷ 25 日 (開所日数) = 4,800 円

⇒この場合、4,800 円を減算し、1,200 円を保護者から徴収する。

③ 適用期間

令和2年4月1日～令和2年5月31日の間の給食費

※ 市の登園自粛要請や休園要請等の延長により、期間は延長される可能性がある。

3. 新型コロナウイルス感染症に係る幼児教育施設及び保育施設に対する対応経過

日付	対応内容	対象施設等
1月 24 日～	新型コロナウイルス感染症にかかる国・都通知等の情報提供	随時対応する施設に対して情報提供
2月 5 日	多摩市通知「新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について（周知）」発出	幼稚園、認可保育所、認定こども園、特定地域型保育施設、認証保育所、病児・病後児保育施設、企業主導型保育事業所
2月 26 日	マスク、アルコール消毒液の調査を実施	幼稚園、認可保育所、認定こども園、特定地域型保育施設、認証保育所、病児・病後児保育施設、企業主導型保育事業所、認可外保育施設
2月 28 日	多摩市通知「新型コロナウイルス感染症に対する現時点での市の対応について（周知）」発出	幼稚園、認可保育所、認定こども園、特定地域型保育施設、認証保育所、病児・病後児保育施設、企業主導型保育事業所
	職員配置基準の調査を実施	幼稚園、認可保育所、認定こども園、特定地域型保育施設、認証保育所、病児・病後児保育施設、企業主導型保育事業所
	登園状況の調査を実施	幼稚園、認可保育所、認定こども園、特定地域型保育施設、認証保育所
2月 28 日～3月 30 日	マスク、アルコール消毒液の配布及び調査を随時実施	幼稚園、認可保育所、認定こども園、特定地域型保育施設、認証保育所、病児・病後児保育施設、企業主導型保育事業所、認可外保育施設
4月 7 日	「新型コロナウイルス感染症に関する多摩市内保育所等の対応について（登園自粛のお願い）」発出	保護者（認可保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、認定こども園）
	「新型コロナウイルス感染症に関する多摩市内幼稚園等の対応について（登園自粛のお願い）」発出	保護者（幼稚園）
4月 9 日	「新型コロナウイルス感染症に関する多摩市内保育所等の対応について（登園自粛のお願い）」発出	保護者（認証保育所）

日付	対応内容	対象施設等
4月10	「緊急事態宣言後の多摩市内保育所等の対応に伴う協力要請について」発出	保護者及び保護者を雇用する事業者（認可保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、認定こども園、認証保育所、一時・定期利用保育、病児・病後児保育）
	「緊急事態宣言後の多摩市内保育所等の対応について」を施設に対して発出	認可保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、認定こども園、認証保育所、一時・定期利用保育、病児・病後児保育
4月13日	「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく多摩市内私立幼稚園への臨時休業要請について」を保護者及び施設に対して発出	幼稚園
4月17日	登園状況調査を実施	認可保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育所、事業所内保育所、家庭的保育事業所、認証保育所、企業主導型保育事業所、病児・病後児保育施設
4月30日	「新型コロナウイルス感染症に伴う市内認可保育園等の登園自粛要請期間の延長について（施設管理者の方へ）」を発出	認可保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育所、事業所内保育所、家庭的保育事業所、認証保育所、企業主導型保育事業所、病児・病後児保育施設
	「新型コロナウイルス感染症に伴う市内認可保育園等の登園自粛要請期間の延長に伴う保育所の規模縮小について（保育園等ご利用の方へ）」を発出	保護者（認可保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育所、事業所内保育所、家庭的保育事業所、認証保育所、企業主導型保育事業所、病児・病後児保育施設）
5月8日	「新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う対応について」を発出	幼稚園

